

答 申 書
(案)

堺市特別職報酬等審議会

答 申

本審議会は、これまでの審議事項である「議会議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）の額並びに市長及び副市長の給料（以下「特別職の給料」という。）の額」に加え、「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等」について、平成31年1月25日付けで市長から諮問を受け、様々な視点や角度から慎重に審議し、各委員の討議の結果、本審議会として次のとおり答申する。

1 議員報酬の額及び特別職の給料の額

【答申内容】

- (1) 議員報酬の額は、現行の額に据え置くことが適当である。
- (2) 特別職の給料の額は、現行の額に据え置くことが適当である。

【答申に至った理由】

議員報酬の額及び特別職の給料の額については、時限的に実施されている給与減額措置適用後の額での審議が適当でないことから、これまでも給与減額措置適用前の本来の条例上の額を審議してきた経過があり、今回についても、本来の額の妥当性について審議した。

その判断指標については、これまで同様、「本市の財政状況」「一般職との比較」「他の政令指定都市との比較」「職務職責」の4つの視点で審議することとし、今回は主に昨年度からの変動内容について議論を行った。

ア 本市の財政状況

堺市の財政状況については、経年的に黒字が続き、堅調に推移しており、昨年度の審議の際と比較して、大きな変化は見られない。

今後の社会経済情勢については、米中貿易摩擦の激化等による中国経済の更なる減速や、本年10月に予定されている消費税増税の影響などの不安要素は大きいですが、一方で、国内景気を見ると、インバウンド消費の下支え等により、景気回復期間が戦後最長を更新したと言われ、今後、東京オリンピックや大阪万博の開催を控えた需要の盛り上がりといった期待要素もあることから、経済の先行きはそれほど悲観的なものではない。

このことから、議員報酬の額及び特別職の給料の額（以下「特別職の給料の額等」という。）について、財政状況を理由に改定する状況にはない。

イ 一般職との比較

一般職の最高位である局長級の平均給与額と特別職の給料の額等の差額は、昨年度の状況から大きな変動はなく、現時点では、特別職の給料の額等を改定する状況にない。

ウ 他の政令指定都市との比較

本市の状況は、昨年度の状況から大きな変動はなく、同規模の政令指定都市と比べて、概ね均衡していることから、特別職の給料の額等を改定すべき要因は見当たらない。

エ 職務職責

議会議員及び市長並びに副市長の職務職責については、引き続き注視していく必要があるが、昨年 of 審議の時点と比較した場合、顕著な変動は見られない。

以上のように、4 指標のいずれの視点からみても、議員報酬の額及び特別職の給料の額を改定すべき要因は特段見受けられないことから、据え置くことが適当であると考えます。

2 議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等

【答申内容】

- (1) 議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることは合理的である。当審議会において期末手当の支給月数のみを取り出して別途審議する必要があるとは言えない。
- (2) 市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案する現行の手法には妥当性がある。

【答申に至った理由】

今回、市長から諮問のあった議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等について、3 点の諮問項目のうち、まず、関連する「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」及び「一般職に連動させることの是非」をまとめて審議し、その後で、「市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案することの妥当性」を審議することとした。

ア 「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」及び「一般職に連動させることの是非」について

国においては、国务大臣等の特別職の期末手当は、一般職である指定職の改定に連動している状況にある。また、国会議員の期末手当は、法律上、国家公務員の特別職の例によると明記されている。このことから、特別職や国会議員の一般職準拠は、制度として予定されていると考えられる。

このような国の制度にならい、多くの政令指定都市においても、議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定に当たり、一般職の支給月数の改定に連動している状況にある。

仮に一般職に連動させないのであれば、他の基準をもとに検討する必要

があるが、結局、一般職の期末手当改定を決定したのと同じデータを用いて議論することになるであろう。そうであるなら、これまで長期にわたり一般職に連動させてきたこともあわせて考えると、現行の手法は、合理的であるとの意見が多数であった。

さらに、民間企業においても従業員の賃金と役員の報酬は、その均衡を考慮して決定されている場合が多いと考えられるとの意見が出された。

次に、当審議会の審議を経ずに改定することについてであるが、本市では、毎年、期末手当改定後の直後の当審議会において、期末手当も含めた年収等を確認のうえ、議員報酬の額や特別職の給料の額の妥当性を判断している。

また、国においては、特別職や国会議員の期末手当は当審議会のような第三者機関の審議を経ずに一般職に連動して改定している。本市においても、一般職に連動するのであれば、当審議会の審議を経なくても、客観性や公正性は担保できているのではないかとの意見があった。

以上のことから、議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることは合理的であり、必ずしも当審議会において期末手当の支給月数のみを取り出して別途審議する必要があるとは言えないとの結論に至った。

イ 「市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案することの妥当性」について

はじめに、期末手当の改定議案は、通常、予算措置が必要となるため、議案と予算の関係について、法的な考え方の整理を行った。

法律上、市長は、予算を調製する権限や予算案を議会に提出する権限を有している。一方、議会議員も、議案を議会に提出する権限は有しているが、予算を伴う場合は、必要な予算上の措置について市長との事前調整が必要と解されている。

また、市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案したとしても、議会において、その議案の妥当性を審議することになり、議会の判断や意思決定が反映されることになる。

これらのことを踏まえると、市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案する現行の手法に妥当性があるとの結論に至った。